

湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan III (案)

「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan III (案)」にかかるパブリックコメント手続きの結果、寄せられたご意見やご提案とそれに対する考え方をお知らせします。

ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

1 意見募集期間 令和3年12月1日(水)から令和3年12月28日(火)

2 意見の件数 34件(4名)

[内訳]

- (1) 原案を修正するもの・・・19件
- (2) 原案には反映できないもの・・・13件
- (3) 既に原案に記載済みのもの・・・0件
- (4) その他・・・2件

湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan III (案)

	意見・提案など	市の考え方
1	P37 さ行に追加 P29に記述されている「ステレオタイプ」の説明を加えてはどうでしょうか。多くの人に浸透している固定観念や先入観、思い込み。	P29の同文中に「一つのイメージに凝り固まらず」と同様の意味の言い換えの表記がありますので、「ステレオタイプな理解にならず」を削除し「一つのイメージに凝り固まらず、多様性を受容して」に修正いたしました。 (1) 原案を修正するもの
2	P37 あ行に追加 「異文化」「異文化コミュニケーション」も同様に説明がほしいです。理由：多文化共生という言葉が世間に知られるようになってきましたが、「文化」は一人一人が家庭や地域、学校、職場、あるいは国などで培ってきたものだと思います。それを理解してこそ、外国人との異文化コミュニケーションにつながるのではないのでしょうか。	多文化共生という言葉については、2006年3月に総務省が公表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」において「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義され現在に至ります。一方、「文化」の定義は様々であり、用語解説や補足での定義づけは困難であると考えておりますので、改めて文言を付け加えることはいたしません貴重なご意見ありがとうございます。

		(2) 原案には反映できないもの																		
3	P14 「国と自治体の責任が示されました。」を「国と自治体および事業主の責務が示されました。」	市の推進計画でありますことから、日本語教育の推進に関する法律第4条（国の責務）及び第5条（地方公共団体の責務）のみ抜粋記載していましたが、第6条（事業主の責務）では、地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力することや、雇用する外国人及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものと規定されておりますことから、「国と地方公共団体および事業主の責務が示されました。」に修正いたしました。 (1) 原案を修正するもの																		
4	P3 1. 「外国人市民の推移」の棒グラフに関して 平成24年以降の数値がプランⅡ資料と異なっているがどちらが正しいか。	誤りがありましたので、修正いたしました。 P3 「外国人市民の推移」 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>修正後</th> <th>修正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>2315</td> <td>2223</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>2134</td> <td>2189</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>2170</td> <td>2123</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>2225</td> <td>2135</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>2392</td> <td>2236</td> </tr> </tbody> </table> (1) 原案を修正するもの	年度	修正後	修正前	平成24年度	2315	2223	平成25年度	2134	2189	平成26年度	2170	2123	平成27年度	2225	2135	平成28年度	2392	2236
年度	修正後	修正前																		
平成24年度	2315	2223																		
平成25年度	2134	2189																		
平成26年度	2170	2123																		
平成27年度	2225	2135																		
平成28年度	2392	2236																		
5	P3 第2章 1. 「外国人市民の推移」の折れ線グラフに関して、文中の「平成19年（2007年）末には5.88%」は、6.07%の誤りではないか。	平成18年（2006年）末には5.88%となり、平成21年（2009年）末を除き、統計として把握可能な直近の令和2年（2020年）末まで県内市町で湖南市が最も外国人比率が高くなっております。 前回のプランから修正する必要のない、「平成18年（2006年）」を「平成19年（2007年）」に訂正したことが誤りでしたので「平成18年（2006年）末には5.88%」に修正いたします。 (1) 原案を修正するもの																		
6	P4 「湖南市の外国人住民の在留資格別内訳」のグラフに関して平成28年度12月31日現在のグラフの数値が プランⅡでは 永住者37%→プランⅢでは36% (同年5月1日現在) プランⅡでは定住者13% → プランⅢでは36% 同 技能実習10% → 同 11% 同 特別永住者30% → 同 12% 同 日本人の配偶者等7% → 同 7%	滋賀県では、各市町からの情報を集積し、毎年12月末現在の国籍・地域別、在留資格別、年齢別にまとめた統計情報をホームページで公開しています。他市町との比較や分析などを行うにあたり、同じ基準日で比較できることから、湖南市の外国人市民の在留資格別内訳につきましては5月1日から12月31日に改めることとしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。 在留資格「技術・人文知識・国際業務」を取り																		

	<p>同 その他3% → 同 3%</p> <p>と定住者と特別永住者の数値が大きく逆転しているが、これでは過去と比較するうえでプランⅢの数値自体の信憑性も疑われるのでは？ また、「技術・人文知識・国際業務」だけでなく、定住者・永住者・特別永住者の定義づけも明確に記さないと、グラフを見てその在留資格別の傾向を知ることは市民には難しいのでは？</p>	<p>上げた背景といたしまして、平成28年（2016年）12月31日現在の円グラフでは少数として「その他」に含まれておりましたが、増加傾向が顕著であり新たに記載したことから、補足として説明を加えさせていただきました。改めて文言を付け加えることはいたしません、貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>（2）原案には反映できないもの</p>
7	<p>P11</p> <p>1. 「交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援」の目標数値に関して日本語ボランティア指導者目標数が低すぎます。コロナ禍が2年続く中で、学習者、ボランティア共に減少傾向にあるのは活動自体に制約もあり止むを得ませんが、現在国際協会日本語教室では石部地域での夜間の開設を計画しており、また、「やさしい日本語」の地域への普及活動にも参加できるよう、ボランティアの募集活動を積極的に行う必要があると考えております。よって日本語ボランティアの活動人数は現在15名ですが、市民の多文化共生の意識が高まる中、まずは10年～5年前までの旧来の平均ボランティア数の25名を5年間の目標値として達成できるよう募集の努力をしたいと考えております。プランⅡでは基準値49名目標値60名という当時の人数とかけ離れた数値目標でしたが、妥当な数値に修正いただきたく提案します。</p>	<p>数値目標につきましては、現実的かつ実効性のある基準値として20%増を基準に設定いたしましたが、この基準は達成すべき最低基準と考えており、本市といたしましても国際協会や他の民間団体等と積極的に連携し日本語指導ボランティア人数の拡大に取り組んでまいりますのでご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>（2）原案には反映できないもの</p>
8	<p>P6 4行目「2. 相談」や P12 3行目「ICT機器、ICT」と記されていますが、恐らく一般市民でその意味を分かる方は少ないのではないかと思います。用語解説か摘要欄に「情報通信機器」という意識を入れていただきたいです。</p>	<p>P6 4行目「2. 相談」の中で記しておりますICT機器は自動翻訳機のことを指しておりますので、「ICT機器」から「自動翻訳機」に修正いたしました。</p> <p>ICT機器、ICTにつきましては、P37用語解説欄に「ITとICT」の説明を記載しておりますので改めて文言を付け加えることはいたしません、貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>（1）原案を修正するもの</p>
9	<p>P30</p> <p>3. PDCAサイクルにおいて「CHECK(評価)では毎年事業の達成状況を調査、課題などを分析」と明記されています。プランⅡとⅢで継続している指標が殆ど同じにも拘わらず数値的には連動していないケース</p>	<p>施策の進捗状況についてはPDCAサイクルに基づき、毎年度、進捗状況を分析・評価しており、その結果については計画とは別途公表いたします。</p> <p>計画策定にあたっては関係団体や市民で構成さ</p>

	<p>が多い。まずプランⅢ計画時に、プランⅡの課題とほぼ同内容であるテーマなら、基準値が変わる以上、その検証結果を踏まえた内容を「現状と課題」の中で含めて記述すべきではないかと思います。</p>	<p>れた「湖南省多文化共生推進プラン策定委員会」において、成果指標と達成値を確認しながら、これまでの5年を振り返り、現状を踏まえた内容の検討を重ねていただきました。</p> <p>検証過程につきましては、これまでの策定委員会の議事録をご参照いただくことを考えております。計画は分かりやすさに配慮し、記載する内容の量なども考慮しておりますことから、改めて文言を付け加えることはいたしません、貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p>
10	<p>第4章の1、2と第5章1について 外国籍住民が支援される対象としてしか書かれていない。1990年の入管法改定から30年以上経過しており、その中で地域社会や日本人また外国籍住民を助ける働きをしている外国籍住民が一定数いるはずだが、そうした人の姿が見えない。2017年に策定した計画と比較して、外国籍住民の実態の変化を踏まえて、この点を改善いただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、様々な形で地域社会の構成員として活躍、貢献されている外国人市民がおられます。</p> <p>そのような活動を周知することにより、地域の理解や外国人市民の活躍を促進することに繋がると考え、施策「地域で活躍する外国人市民に関する情報発信」の中で、積極的にご意見の趣旨を反映してまいりたいと考えておりますので、改めて文言を付け加えることはいたしません、貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p>
11	<p>2017年度の計画策定では、市民向けアンケート調査がされていたが、今回はされていない。アンケートができないのであれば、グループインタビュー等を外国籍住民に対して行い、計画策定について当事者の声を聞くことをしていただきたい。</p>	<p>アンケート実施を見送らせていただいた背景といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大によって聞き取りやアンケートは難しいと判断させていただいたことや、外国人市民アンケートにつきましては平成27年に実施しており、データとしては比較的新しく、外国人市民からの基本的なニーズは変わっていないものと考えております。</p> <p>ご指摘のとおり外国人市民の意見を市の施策に反映することは重要であり、外国人市民との交流の場であり「うちなる国際化フォーラム」や、日々の外国人相談通訳者への相談対応などの中で意見を集約し、施策の中において反映してまいります。また、次期計画策定時にはアンケート調査の実施を検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p>
12	<p>誰一人取り残さない</p>	<p>SDGs の「誰一人取り残さない」とのキーワード</p>

<p>この計画案ではSDGsに沿っていることが強調されています。p.8にあるように、SDGsの基本的な目標は「誰一人取り残さない」ことです。他方で、本計画案には「多数派に対応する（少数派に対応しきれないのは仕方がない）」という要素が多々見られます。例えば、p.11には、「外国人比率が最も高いポルトガル語の通訳者を配置している」という旨があり、pp.34-35の方針も、「相当数の外国人が受け取る情報には、比較的多くの話者がいる言語で説明する」というものになっています。つまり、経済性・費用を考慮するとの旨です。これは行政としての限られた資源を前提とすると仕方がない面があります。それでもなお、「多数派から対応していかざるをえないこととSDGsとの間に緊張関係があることを意識し、対応状況を不断に見直していく」という旨をp.8に明記することを提案します。</p>	<p>で表現される包摂性の基本理念は大変尊いものですが、持続可能な社会を実現させるという前提があるものと考えており、「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」に沿って対応してまいりますので、改めて文言を付け加えることはいたしません。貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p>
<p>13 対象</p> <p>p.4にある、外国人市民の国籍別比率をみると、韓国国籍の方も一定数いらっしゃるようです。そこで以下の疑問が浮かびます。この計画案の対象としての「外国人市民」には、いわゆる在日韓国人・朝鮮人の方々も含まれるのでしょうか。計画案は全体的に、日本の文化・言語になじみのない方々を対象として想定しているように見えますが、在日韓国人・朝鮮人の方々については、また全く異なる共生上の課題があるかもしれません。そこで、この計画案に在日韓国人・朝鮮人の方々に関する記述を入れるか、あるいは、これらの方々を対象となっていない計画案であることを明記する、ということをご提案します。</p>	<p>本計画における外国人市民の定義は、外国籍を有する市民、または日本国籍保持者であっても外国にルーツをもち本市に生活拠点を有する方です。（※P3～4における統計上の数値は、日本国籍保持者は含まれておりません。）</p> <p>湖南省には宗教や文化、歴史的背景も様々な30以上の国籍の方が居住されており、個別の課題には言及しませんが、その方々も対象に含んでいます。貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p>
<p>14 日本語指導ボランティア</p> <p>p.15に、日本語指導ボランティアの養成を進める旨が書かれています。湖南省国際協会で、こうしたボランティアを募った際に、希望者を差別的に扱った事例があったことを踏まえて、これを防止するべく、国際協会の組織体質を改善する旨を、ここに明記することを提案します。</p>	<p>市では「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」を制定し、人権擁護施策を進め、あらゆる差別のない心のかよひあう明るいまちの実現をめざしています。</p> <p>市内で活動するすべての団体が、人権尊重の視点を持って活動できるよう、より一層の啓発、支援に努めてまいります。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p>

15 国際協会の位置づけと問題

この計画案の全体に、例えば p.7、p.14、pp.25-26 などに、何の前提もなく突然、湖南省の施策について湖南省国際協会に依存する旨が書かれます。しかも湖南省国際協会の説明は「民間団体」とは別になされています。

この国際協会とは何でしょうか。地方独立行政法人なののでしょうか。公益法人なののでしょうか。誰が責任の主体なののでしょうか。その組織内のサービス・規律はどうなっているのでしょうか。その組織の構成員による不適切な行為に、市は責任をどう持つのでしょうか。国際協会の活動に対し、市が特段に責任を有さないのなら、なぜ特別扱いするのでしょうか。

以下の実例があります。2018年9月に湖南省国際協会の構成員は人権侵害に当たる言動をとりました。具体的には、構成員の1人が、ボランティア希望者の就業状況について侮蔑し、さらにこれについて●●●●が「あの人は市に認められているから」という理由で許容し、あまつさえ、「仮に中国人差別となる発言があっても注意しない」と述べました。国際協会と市はこれについて隠蔽しております。これによって当該ボランティア希望者は国際協会ですらボランティアをしようとしなくなりました。

実際には湖南省国際協会は（私の知る限り）、個人の集合体である、単なる任意団体です。これには法人格はなく、よって責任の所在は不明確です。また、地方独立行政法人等ではないために、そこでは公務員のようなサービス規則が確保されていません。

これらは以下のような現象を引き起こします。すなわち、(i)市のお墨付きを得ているという特権意識から、組織内の人間が「市に認められている」と考え、それ以外の人間に対して侮蔑的な態度をとる、(ii)同様の理由で、組織内の人間同士では「注意」し合うことができない、(iii)特権意識から、自分たちの組織に「傷がつく」ことを恐れ、不祥事を隠蔽し、結果的に内部事情を知る者に不信感を与える、(iv)これらの組織の体質から、新たにボランティアを志す者が組織を敬遠するようになり、人材を確保できない、(v)新たな人材を確保できないので、既存の人

滋賀県内の13市にはすべて国際（交流）協会があり、公益財団法人や特定非営利活動法人といった法人格を有する団体もごぞいます。湖南省国際協会は任意団体ではごぞいますが、平成19年（2007年）6月に設立されて以来、湖南省の多文化共生推進の拠点として継続して活動しておられます。

P29 第5章で国際協会の役割が示されています。法人格の有無に関わらず求められる役割が果たされるよう期待するところです。

個別の事案につきましては本パブリックコメントの趣旨に沿いませんので回答はいたしませんのでご理解賜りますようお願いいたします。

(2) 原案には反映できないもの

	<p>間が限られた人数で、組織を閉鎖的に運営していつてしまうために、ますます特権意識を高め、外部から来る人間への侮蔑的な態度が強化される、といった現象です。</p> <p>(これに関連して、長沼豊『人が集まるボランティア組織をどうつくるのか ―「双方向の学び」を活かしたマネジメント―』2014年 ミネルヴァ書房などが参考になりそうです)</p> <p>現状では、こうした組織は、不透明で、非正統的な権力を有してしまっており、ガバナンスにも問題があり、責任の所在が不明確です。ここに行政が関与している限り行政への不信感が高まるほか、意欲のある潜在的なボランティアを遠ざけてしまい、市民との協働が機能不全を起しえます。</p> <p>このような状況でもなお、湖南省国際協会に施策を依存する理由が不明です。この国際協会とは何で、法人格等は何で、責任の主体はどうなっており、服務・規律はどうなっており、その組織の構成員による不適切な行為に、市は責任をどう持つのか、なぜ特別扱いするのか、過去の人権侵害事案について市はどう認識しているのかについて、説明を(例えば p.29 に)詳しく記述することを提案します。</p>	
16	<p>英語での対応</p> <p>p.12 などに、「やさしい日本語」で外国人市民に対応していく旨が記されています。これはもちろん望ましい方向だと考えます。他方で、「やさしい日本語」に次いで、職員等には英語での対応が求められると考えます。これは自動翻訳を用いるときにも効果的です。既存の自動翻訳の技術は、国際共通語としての英語を軸として発達しており、英語と他言語との間での翻訳精度が高くなっています。ですから、職員が英語に習熟して自動翻訳機に英語を入力できると、外国人市民への対応の際に意思疎通が図りやすくなります。よって、例えば p.12 以下の施策・取組欄に、「やさしい日本語」とともに、英語に職員が習熟していつてもらう旨を記すことを提案します。</p>	<p>「やさしい日本語」の取組について評価いただき、ありがとうございます。</p> <p>自動翻訳機を使用いたしますのは主に日本語を母語とする職員でありますことから、「やさしい日本語」の普及という観点からも日本語にて対応してまいりたいと考えておりますので、改めて文言を付け加えることはいたしません。貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p>
17	<p>市民ボランティア</p> <p>外国人の方が言語などの理由で困っている場合</p>	<p>国際協会は、地域にある様々な活動主体をつなぐ中間支援組織として、日本語教室や外国語教室</p>

	<p>に、それぞれの市民がボランティアとして活動することができます。私は先日、外国出身で日本語がほとんどわからない方が原付免許の申請やナンバープレート取得をする際に同行して、窓口での意思疎通を助けることができました。おそらくは他の外国人の方にも同様の協力ができると思いますが、そのためのマッチングの仕組みがない、と承知しています。こうした、日本語指導に限らない、ちょっとした「ボランティア」について、マッチングの仕組みを創出しておくのとよいと考えます。この際、国際協会のようなよくわからない団体に一般市民を組織化することは、軋轢を生むと考えます。この旨を、例えば p.22 か p.26 に、取組の1つとして追加することを提案します。</p> <p>の開催、異文化交流の場の提供など地域の国際化の中核的な役割を担うことが期待されていると考えるところですが、外国人支援を目的とした団体は国際協会以外にもございます。マッチングの仕組みにつきましても別途検討していきますが、施策「地域で活躍する外国人市民に関する情報発信」の中で、その情報から新たな活動の広がりを期待しておりますので、改めて文言を付け加えることはいたしません。貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p>
<p>18 高等教育</p> <p>pp.29-30 では、外国にルーツを持つ子どもの、高等教育への進学保障などに触れています。他方で、pp.17-18 の取組として、高等学校への進学についての情報提供・個別相談は記載されていますが、高等教育への進学支援については触れられていません。この点は pp.29-30 にもあるように本人のその後の活躍の場に関わる重要な問題です。せめて、高等教育への進学機会の拡大策の「検討」だけでも、pp.17-18 に取組として記すことを提案します。</p>	<p>施策「外国にルーツを持つ子どもや保護者に対する就学支援」の取組内容を「日本の教育制度への理解を深め、高等学校へ進学し卒業できるよう」から「日本の教育制度への理解を深め、高等学校へ進学・卒業し、希望する生徒が高等教育につながるよう」に修正いたしました。</p> <p>(1) 原案を修正するもの</p>
<p>19 コラムの位置づけ</p> <p>p.19 と p.28 に、本プラン策定委員会委員長のコラムが掲載されています。このコラムの位置づけがよくわかりません。これは湖南市の立場を示しているのでしょうか、それとも委員長個人の見解を示しているのでしょうか。後者の場合、個人の見解を行政の計画にことさらに記す理由は何でしょうか（各委員個人の見解は議事録とともに書面で公表する、という方法の方が適切だと思われます）。位置づけがわからないのでどう理解してよいのかわかりません。位置づけを明示していただくことを提案します。</p>	<p>総務省の指針の元となった「多文化共生推進に関する研究会報告書」や総務省の「多文化共生事例集」におきましても、コラムが設けられていません。上記の手法なども参考とさせていただきながら、今回2本のコラムの執筆を、専門的知見のある多文化共生推進プラン策定委員会委員長にお願いいたしました。</p> <p>コラム内容は、市の見解及び策定委員会委員長個人の見解の両方の位置づけと考えます。「湖南市多文化共生推進プラン策定委員会運営規則」第2条には「意見を述べ、又は助言を行うものとする」との記載があり、このコラムにつきましてもパブリックコメントにより広く市民からの意見を求めていますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>

		(4) その他												
20	<p>コラム③の内容</p> <p>p.19 にコラム③が掲載されています。この内容が市の見解を示していると仮定して以下述べます。</p> <p>おそらくは限られているスペースに収めたためだと思いますが、内容がわかりにくいと感じました。本文の7行目の「それを「最大化」する人材」という部分を理解できませんでした。この「それ」とは「地域的利益」のことなのか、それとも「国益」「マネー資本主義への適合性」「地域利益」のすべてを指すのか、わかりませんでした。もし「それ」が「国益」「マネー資本主義への適合性」「地域利益」のすべてを指すのなら、「それら」と記した方がわかりやすいです（その場合、これらは相互に矛盾しうるので、「最大化」よりも「最適化」の方がわかりやすいです）。もし「それ」とは「地域利益」のことなのであれば、「それを「最大化」する人材」という表現がわかりにくいです。なぜならその前の部分に「地域利益を守る人材」という表現があるので、「地域利益を守る人」と「地域利益を「最大化」する人材」の違いがわかりにくいからです。おそらく何か深遠なる意味づけがあるのだと思いますが、現状の限られた字数では表現しきれていないのではないかと思います。また、このコラムの最後に「SDGs 未来都市」としての活躍は、すでに約束されている。」とありますが、これがどのような条件で実現するのかを明確にしないと、「約束されている、だから現状を放置してよい」という論につながりかねず、すると行政の計画を定める意味もない、ということになると思いました。以上の点を踏まえて、改稿していただくことを提案します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、コラム執筆者である委員長と協議した結果、下記のとおり修正いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="847 241 1469 779"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="847 241 1469 297">コラム③多文化共生とグローバル人材</th> </tr> <tr> <th data-bbox="847 297 1161 342">修正前</th> <th data-bbox="1161 297 1469 342">修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="847 342 1161 443">それを「最大化」する人材</td> <td data-bbox="1161 342 1469 443">それを実現する人材</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 443 1161 544">バイリンガルの能力を最大限に発揮する</td> <td data-bbox="1161 443 1469 544">バイリンガルの環境を活かす</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 544 1161 645">橋渡しの役割も期待される</td> <td data-bbox="1161 544 1469 645">橋渡しの役割が期待される</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 645 1161 779">「SDGs 未来都市」としての活躍は、すでに約束されている</td> <td data-bbox="1161 645 1469 779">「SDGs 未来都市」を標榜する湖南省の真価が問われている</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 原案を修正するもの</p>	コラム③多文化共生とグローバル人材		修正前	修正後	それを「最大化」する人材	それを実現する人材	バイリンガルの能力を最大限に発揮する	バイリンガルの環境を活かす	橋渡しの役割も期待される	橋渡しの役割が期待される	「SDGs 未来都市」としての活躍は、すでに約束されている	「SDGs 未来都市」を標榜する湖南省の真価が問われている
コラム③多文化共生とグローバル人材														
修正前	修正後													
それを「最大化」する人材	それを実現する人材													
バイリンガルの能力を最大限に発揮する	バイリンガルの環境を活かす													
橋渡しの役割も期待される	橋渡しの役割が期待される													
「SDGs 未来都市」としての活躍は、すでに約束されている	「SDGs 未来都市」を標榜する湖南省の真価が問われている													
21	<p>外国人市民の意見の尊重</p> <p>pp.27-28 に、外国人市民の意見を反映した地域づくりを目指す旨が記されています。この記述はとも望ましいと考えます。もう少し踏み込んだ記述があってもよいと考えます。</p> <p>具体的には以下の旨を追加することを提案します。すなわち、「外国人市民が区・自治会のルールの制定・改廃に関わることができる制度を保障し、そ</p>	<p>外国人市民の意見を反映する機会の充実についての取組の評価をいただきありがとうございます。踏みこんだ記述はいたしません。ご提案いただいた事項については区や自治会の運営などに外国人市民が参画しやすい環境となるよう地域に対し啓発を通じて働きかけてまいります。また、パブリックコメントでの外国語での意見送付につきましては、他の地方公共団体等の事例なども今</p>												

れを外国人市民に周知していく。」「外国籍を有する方々は日本国では有権者ではないが、住民としての意見が行政に最大限反映されるようにする。例えばパブリックコメント制度で意見を送付できるのは有権者に限定されないことから、外国人市民にも活用してもらおう。外国語での意見送付ができないかを検討する。」といった内容を追加することを提案します。

ただし、そもそもパブリックコメント制度が、実施機関にとって「いら立つ」「腹が立つほど憎たらしく思う」もので、単なる「ガス抜き」なのかどうかによって、この点の記述は変わるとも思われます（2020年12月10日の市議会での市長発言参照）。

後研究してまいります。

(2) 原案には反映できないもの

22 コラム④の内容

p.28 にコラム④が掲載されています。この内容が市の見解を示していると仮定して以下述べます。

最後の4行に、「少子高齢化や人口減少に直面している地域コミュニティにとっても、比較的若年層の多い外国人市民との協働は、経済や防災等の分野で果実がもたらされる。」などとあります。この見方は、「日本人」としての打算が過ぎると思われまます。p.21の中ほどに、「外国人市民といえば、「労働力」として扱われることが多く見受けられますが、共に生活する「生活者」としての側面にも目を向け」ることが求められる、とあります。この見解からすれば、上記のコラムの記述は外国人市民を「労働力」として見すぎていると感じられます。上記のコラムの見方をとってしまうと、「外国人市民は高齢になったら協働相手にしなくてよい」という論が成立しかねません。それはこの計画の主張すべきことではないと考えます。以上の点を考慮していただき、このコラムを改稿していただくことを希望します。

ご意見を踏まえ、コラム執筆者である委員長と協議した結果、下記のとおり修正いたしました。

コラム④多文化共生と地域コミュニティ	
修正前	修正後
全国の外国人集住地域	外国人市民が集住している地域
「共生」ではなく「棲み分け」に進んでいることが懸念される	「共生」ではなく「棲み分け」が進んでいる
少子高齢化や人口減少に直面している地域コミュニティにとっても、比較的若年層の多い外国人市民との協働は、経済や防災等の分野で果実がもたらされる。湖南省にとって、多様性を認め受け入れる地域（Diversity & Inclusion）づくりを進めることは、まさに未来を切り拓く鍵と言える	少子高齢化や人口減少等多くの課題に直面する地域コミュニティにとって、外国人市民との協働を進め、多様性を認め受け入れる地域づくり（Diversity & Inclusion）を進めることは、まさに未来を切り拓く鍵と言える

(1) 原案を修正するもの

23	<p>細かい諸点</p> <p>p.1 の下から 5 行目以降に、「「地域における多文化共生推進プラン」改訂版（新プラン）を令和 2 年（2020 年）9 月に公表しました。」とありますが、これを、「「地域における多文化共生推進プラン」改訂版（新プラン）を令和 2 年（2020 年）9 月に総務省が公表しました。」とすることを提案します。理由は以下のとおりです。このあとの、p.1 の下から 2 行目に「総務省（のプラン）」という記述がありますが、それ以前に総務省がプランを作成した旨の明示がありません（総務省が通知した旨と、「国において」プランを改訂した旨のみの記述があります）。ですので、総務省のプランとは何かを明示するとよいと考えます。</p>	<p>「地域における多文化共生推進プラン」改訂版（新プラン）を令和 2 年（2020 年）9 月に総務省が公表しました。」と修正いたしました。</p> <p>(1) 原案を修正するもの</p>
24	<p>p.3 の中ほどの※1 の説明部分の最後に句点（「。」）を付すことを提案します。</p>	<p>ご指摘のとおり最後に句点（「。」）を追加しました。</p> <p>(1) 原案を修正するもの</p>
25	<p>p.5 の上部の 2 つのグラフについて、横軸のタイトルとして「学区名と総人口」、縦軸のタイトルとして「外国人市民の比率」などと付すことを提案します。</p>	<p>ご指摘のとおり横軸のタイトルとして「学区名と総人口」、縦軸のタイトルとして「外国人市民の比率」を付け加えました。</p> <p>(1) 原案を修正するもの</p>
26	<p>p.5 の下から 7 行目で、「水戸及び岩根小学校区ではでは」と記述されているので、「では」を 1 つ削除することを提案します。</p>	<p>誤表記であり、「では」を 1 つ削除しました。</p> <p>(1) 原案を修正するもの</p>
27	<p>p.6 の表のうち、「対応言語 ※注」とある部分を、「対応言語 ※注 1」とし、図表のタイトルにある「相談内訳（人数・件数）」「相談内容内訳（割合）」のいずれにも、「※2」と付すことを提案します。下部にある「※1」「※2」の説明と対応させた方がわかりやすいと考えるからです。</p>	<p>ご指摘のとおり「対応言語 ※注」とある部分を、「対応言語 ※注 1」とし、図表のタイトルにある「相談内訳（人数・件数）」「相談内容内訳（割合）」のいずれにも、「※注 2」と付すことと修正しました。</p> <p>(1) 原案を修正するもの</p>
28	<p>p.10 のプランの体系を示した図がとてもよいと思いますが、不要な枠線が残っている点で見づらいと思います。不要な枠線を表示させない方がよいと考えます。</p>	<p>全般のレイアウト等はルビ付与も含めて公表前に最終調整いたします。</p> <p>(4) その他</p>
29	<p>p.12 の《重点的な取組》の 3 つ目の項目に、「案内版」とあるのを、「案内板」と修正することを提案</p>	<p>施策での表現にあわせ「案内表示」に修正しました。</p>

	します。	(1) 原案を修正するもの
30	p.14 の 11 行目からの「びわこ日本語ネットワーク (BNN) を通じた地域日本語ネットワーク活動へのスピーチ大会にも参加しています。」とある部分について、「びわこ日本語ネットワーク (BNN) の地域日本語ネットワーク活動の一環として、スピーチ大会にも参加しています。」などと修正することを提案します。「ネットワーク活動へのスピーチ大会」という表現が何を意味するのかわかりませんでした。この部分は湖南省国際協会のウェブサイト (https://konan-ia.org/group4) と酷似しており、行政の計画として十分に検討された文面であるのか不安をおぼえます。	日本語教室は、主に湖南省国際協会が実施しています。スピーチ大会への参加を呼び掛けており、大会への参加は受講生の大きなモチベーションにもなっております。 「びわこ日本語ネットワーク (BNN) 開催のスピーチ大会にも参加しています。」に修正いたしました。 (1) 原案を修正するもの
31	p.19 のコラムの本文の 5 行目に「先述したスキルを屈指して」とある部分は、「先述したスキルを駆使して」と修正することを提案します。	誤字であり「駆使」に修正いたしました。 (1) 原案を修正するもの
32	p.23 の 13 行目に、「外国人市民に対しては、まず「自助」の視点での啓発が必要となりますが」とありますが、この部分を、「外国人市民に対しても、他の市民と同様に、まず「自助」の視点での啓発が必要となりますが」と修正することを提案します。なぜなら、元の文は、「日本人とは違って、外国人市民にはことさら自助を求める」という意味に読めるからです。おそらくここで述べたいことはそのようなことではないと思います。	「外国人市民に対しては、まず「自助」の視点での啓発が必要となりますが、地域防災の強化のため、今後は「共助」の担い手としての活躍も期待されます。」を 「外国人市民に対しては、まず他の市民と同様「自助」の視点での啓発が必要となりますが、地域防災の強化のため、外国人市民も「共助」の担い手としての活躍も期待されます。」に修正いたしました。 (1) 原案を修正するもの
33	p.27 の《重点的な取組》の 2 行上に、「既に市内で活躍されている外国人市民も多数おり」とありますが、この表現では、「いまだ活躍していない外国人も多数いる」という意味に読めてしまいます。どのような活動をもって「活躍」をとらえるかには本来は多様な見方があります。ここでは「〇〇として活動されている」というように、特定化する語を付した方がよいのではないかと考えます。	「既に市内で活躍されている外国人市民」を「キーパーソンとして、また、地域社会の担い手として活動されている外国人市民」に修正いたしました。 (1) 原案を修正するもの
34	p.38 に「やさしい日本語」の説明として、「会話では熟語を避け、です・ます形を用いり、文章の場合は文節や単語で区切る・漢字にふりがなを振るなど活用する。」とありますが、これを「会話では熟語を避け、です・ます形を用いて、文章の場合は文節	ご提案のとおり「会話では熟語を避け、です・ます形を用いて、文章の場合は文節や単語で区切る・漢字にふりがなを振るなどする。」に修正いたしました。 (1) 原案を修正するもの

や単語で区切る・漢字にふりがなを振るなどする。」
と修正することを提案します。